

個人情報ファイル簿

令和5年10月1日作成（ ☐ 開始 ・ ☒ 変更）

個人情報ファイルの名称	国民年金・福祉年金・年金生活者支援給付金システム	
行政機関等の名称	埼玉県和光市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部 保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金加入や保険料免除等、日本年金機構より国民年金に関する各種手続の受付事務を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4性別、5国籍、6電話番号、7宛番号・世帯番号、8個人番号、9基礎年金番号、10住記世帯状況、11住記個人状況、12個人課税台帳、13年金加入記録、14保険料納付記録、15保険料免除・納付猶予記録、16年金受給状況、17年金生活者支援給付金受給状況 18生活保護受給状況、19金融機関口座情報、20学校名、21身体障がい・精神障がいの有無・程度、22傷病名・傷病歴	
記録範囲	市内居住者（現在市外居住者含む）	
記録情報の収集方法	本人申告、戸籍住民課保有の住民基本台帳、課税課保有の課税台帳、日本年金機構、官公庁、医療機関従事者、市役所生活保護担当部署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課 （所在地）和光市広沢1－5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報である旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	※1_令和5年10月1日の組織改正に伴い「個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称」及び「開示請求等を受理する組織の名称」を変更。	